

第3回豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会議事録

日時：平成18年6月27日(火) 10:00～11:30

場所：農林水産省三番町共用会議所大会議室

畑江座長 おはようございます。定刻になりましたので第3回「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会」を開催させていただきます。野村委員は電車の都合でちょっと遅れるということですが、本日は委員全員の御出席を頂いております。

それでは、検討会の開催に当たりまして、まず岡島総合食料局長より御挨拶をお願いいたします。

岡島総合食料局長 おはようございます。総合食料局長の岡島でございます。委員の皆様には、御多忙のところ朝早くから御出席を頂き、心から感謝を申し上げます。

本日は、さる4月28日から5月28日まで実施しましたパブリックコメントにおいて頂戴した御意見・情報等を踏まえた「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン(案)」を御議論頂く予定になっております。また、本日はガイドラインの普及・啓発について、委員の皆様による取組の御紹介を頂くことになっております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではありますが忌憚のない御意見を賜り、有意義な検討会になるようお願いいたしまして、簡単ですが私の挨拶とさせていただきます。よろしく御願いたします。

畑江座長 ありがとうございます。始めに、本日の資料につきまして、事務局よりお願いいたします。

櫻庭食品産業振興課長 おはようございます。事務局の食品産業振興課長の櫻庭でございます。それでは、配付資料の確認ですが、お手元の配布資料一覧により、資料番号はございませんが議事次第、座席表、検討会の開催要領、資料1から5までとなっております。不足等ございましたら事務局までお申し出頂ければと思います。よろしく御願いたします。

畑江座長 それでは、議事次第に従いまして進行させていただきます。始めに、事務局より資料1から4まで、これは関連がありますので、一括して説明をお願いします。

櫻庭食品産業振興課長 それでは、資料1に基づいて、前回、第2回の議論の整理をいたしたいと思います。まず、ガイドラインの内容については、全体に係わるものとして、商品パッケージにガイドラインに基づく表示である旨を示す方法を検討すべきではないかという御意見、それから、国産大豆の生産量の増加、品質の向上・均質化、実需サイドの求める品種の開発・栽培技術の普及が重要であり、これらに向けた生産サイドの積極的な取組が必要である旨をガイドラインの留意事項に盛り込んで欲しいという御意見がありました。

個別各論になりますけれども、一括表示の部分に表示することが困難な場合ということで、商品下部に記載というものだけしか資料の事例の中にありませんでしたが、もう少し分かりやすく説明して欲しい、原産国が3ヵ国以上ある場合の表示方法については工夫した書きぶりにしたほうがよいという御意見。それから、国産大豆を使用している旨の表示が出来る場合を国産大豆を100%使用の場合に限ることは、消費者にとって分かりやすく、誤解を招かないことから、賛成したいという御意見。契約栽培大豆を使用している旨の表示の場合、農業協同組合が契約当事者になる場合、あるいは作付面積による契約を行っている場合があることから、それらを明示して欲しいという御意見。一括表示部分の「原材料名」の記載ぶりとして「丸大豆」との記載は、丸大豆という品種があるとの誤認を与える可能性があるとの記載ぶりの取扱いについて検討して頂きたいという御意見がありました。

2ページ目にまいりまして、ガイドラインの構成につきましては、表示に伴いコスト負担が製造業者に生じるという御指摘がありまして、その観点から、ガイドラインの構成を最低表示項目

と任意による追加表示項目に区分し、最低表示項目については、例えば国産とか外国産という表示とし、製造業者の管理レベルに応じていくという形にしてはどうかという御意見があった一方で、ガイドラインという性質上、最低表示項目と任意による追加表示項目という二段階に区別する必要はない、原案に賛成であるという御意見。「外国産」という記載ぶりにとどめて、国名を記載しないということには、消費者の立場から反対という御意見がありました。これが前回の主な議論の整理であります。

続きまして、資料2に基づきまして、パブリックコメントの概要について御説明したいと思います。表紙を1枚めくって頂きたいと思います。概要でございますが、前回、骨子案を御承認頂いた後、4月28日から5月28日までの1ヶ月間、意見を募集いたしました。意見募集の結果、提出件数は21件、意見提出者は15名であります。3のところでございますけれど、提出された御意見・情報の内訳を項目毎にくくってみますと、以下のとおりになるのではないかとということで、ガイドラインの内容に賛成という御意見、ガイドライン骨子(案)に対する御意見で、対象品目や名称についての御意見がありました。それから、表示の監視・指導、あるいは普及、原産地表示の義務化について御意見がありました。主な内容と、その考え方、対応について2ページから簡単に御説明したいと思います。2ページの横書きの表で整理してありますけれども、まずガイドラインの作成に賛成という御意見がありました。ただし、その中で、豆腐・納豆製造業界は中小零細企業が多いので、このような業界の特性を踏まえたものとして欲しいという御意見がありました。ガイドラインでありますので、実情を十分に踏まえた取りまとめという形にしたいということでございます。また、ガイドラインはいつ始まるのか教えて欲しいということがございましたが、特段、今回は施行期日を設けることは予定しておりません。体制、準備が整い次第取り組んで頂きたいと考えております。骨子案に対する御意見ということで、対象品目について、もめん豆腐、きぬごし豆腐及び充填豆腐というのを対象としましたけれど、その他のものについても表示が「望ましい」ということがありましたが、これはちょっと曖昧な表現ではないかという御意見がありました。もめん豆腐、きぬごし豆腐及び充填豆腐で全体の豆腐生産量の90%以上になるということでございますので、その他のものについては可能な限り表示を進めて頂きたいということでこのような表現を採用したということでございます。原産地表示の方法についてということで、表示する原料原産地の名称について、市町村名も一般に知られている地名に含まれるのかということでございますが、市町村名も含まれますが、同じ名前の町や村が多いので、例えばA県B町のように都道府県名を付記することが適当な場合もあるというふうに整理しました。次のページにまいります。表示する原料原産地の名称ということで、先程議論の整理にもありましたけれど、国産か外国産かという表示があれば十分なのではないかという御意見。あるいは、原料の仕入れ先の卸、小売業者任せになる、あるいは流通段階にも手間ひまがかかり、検査業務等が複雑にならざるを得ないという話がありました。この原料大豆の原産地表示は、消費者の適切な商品選択に資するために行うもので、単に外国産の表示だけを行い、国の名前の表示を行わないことは、不適當であるという整理をいたしました。複数の原産国の大豆を使用する場合の原料原産地表示につきまして、今後使用割合を記載する義務が出てくる可能性はあるのか、また、その場合の猶予期間はどの程度あるのかという御意見がありました。ガイドラインに基づく表示は義務ではございません。現時点では、ガイドラインにおいて、複数の原産国の大豆を使用する場合の原料原産地表示に国別の使用割合を記載することは考えておりません。それから補完する表示ということで同じ産地の原材料を100%使用する場合に限定すべき。例えば、国産大豆と強調して表示し、その横に小さく原材料に占める割合を書かれていても紛らわしいのではないかと御意見がありました。結論として国産大豆を100%使用する場合は、使用の割合の表示を省略することが出来ると品質表示基準の規定にはなっております。このガイドラインにおきましては、消費者の誤認を排除するために100%の表示もするというところでございます。4ページにいきます。留意事項につきましては、黒大豆と青大豆を使用した場合の記載方法についての御意見がありました。特に、普通の大豆と黒大豆が青大豆を半分ずつ使用して製造した場

合の表示方法はどうかという御質問がありました。これについては、一括表示部分に「原材料名/大豆(黒大豆 %)」と表示して頂きたいということでございます。ガイドラインにおきましてもこの表示方法を明記したいと考えております。丸大豆、特選丸大豆という表示がされていると国産や特別な品種であるという印象をもつが、どういう品種なのか、ガイドラインで分かりやすく絵か何かで示して欲しいという意見でございます。まず原則は、原材料名は一般的な名称でありますので、大豆と記載することが原則となります。別途任意で、事実に基づき、丸大豆使用と記載することは問題ありません。ただし、特選という表示は原材料名欄に記載することは適切ではありません。商品パッケージに「特選」と表示する場合、その根拠を問われた時に消費者に説明出来るようにしておく必要があると考えます。パッケージの方の「特選」の表示方法でございます。それから、分かりやすく絵か何かで示して欲しいということでございましたが、今回、後ほど御説明いたしますが、用語集といったもので解説したいということでございます。それから、「丸大豆」という表示は原料表示のところに記載してはいけないのか、また、青大豆、黒大豆という表示との違いを分かりやすく教えて欲しいということで、先程申し上げましたが、別途任意で事実に基づき丸大豆を記載することは問題はないということでございます。5ページに入ります。表示の監視・指導について、きちんと国産大豆の現状把握、その後の政策の反映も視野に入れた追跡調査をして欲しい、特に強調表示の規制については、厳密に調査をして欲しいということでございます。農林水産省におきましては、全国に職員を配置し、食品の表示に関する監視・指導を行い、食品表示の適正化を推進しておりますが、引き続き監視・指導を進めていくこととしております。表示の普及についてですが、表示の見方や日本の大豆の現状を伝える消費者への啓発活動が重要であるとの御意見がありまして、これについてはガイドラインの普及に対し、参考とさせて頂きたいと思っております。それから原産地表示の義務化についてということがございました。これは、今回の検討会のそもそものスタートに関連することでございますけれども、今後、ガイドラインの普及を図る中で、実行可能な表示方法を実証的に検証した後に、表示の実施状況等を踏まえ義務表示に移行するか否かについて厚生労働省と農林水産省におきまして「食品の表示に関する共同会議」において検討して頂くという形で考えております。6ページのその他事項です。全ての大豆加工品に表示を義務付けて欲しいという御意見がありました。この10月から原料原産地の表示が義務付けられる加工食品でございます。いわゆる加工度の低いもの、生鮮に近いものを対象にしております。ここで御指摘のありました味噌、しょうゆにつきましても、加工度が低いということから対象から除かれているということでございます。それから、品質表示基準に基づく具体的な表示例の凝固剤の後に物質名、例えば「塩化マグネシウム(にがり)」と記載されているが、物質名の表示が義務表示と誤解されるので、物質名の表記を除くか、注意書きを加えて欲しいとの御意見があり、これについては、凝固剤など一括名を表示した上での物質名表示については必ずしも義務付けられていませんので、御意見を踏まえ用語集を添付し、これらの用語について解説することとしたいと考えております。次に遺伝子組換え大豆の御意見が2件ございます。そもそも今回の原料原産地表示では遺伝子組換え大豆のあり方につきましても、検討の対象とはされておられません。ただし、2番目の御意見にありますとおり、実態論といたしましては、カッコ書きで遺伝子組換えでないというのがございますので、ガイドラインの中におきまして、遺伝子組換えでないという表示を含めた表示例を示したいと考えております。最後の7ページでございますが、国産大豆の安定的な生産数量の確保、低価格帯の維持を、国の政策として実践して欲しいという御意見がございました。平成19年産から品目横断的安定対策を導入し、意欲と能力のある担い手に大豆の生産の相当部分を集積するというところでございますので、こういった各地での品質の向上なり、生産コストの低減等に向けた取組を国としても積極的に推進しているところであります。また、国産大豆の安定供給に資するため、品目横断的経営安定対策に対応した流通体制を構築するということとしております。最後に充填豆腐や消泡剤といった用語の意味がよく分からないので、用語の定義をまとめて欲しいという御意見がございました。これについても用語集を添付し解説することとしております。

それでは、資料3、資料4でガイドライン案につきまして御説明したいと思います。前回、骨子案の時に中身をかなり御説明いたしましたので、前回の骨子案からの変更点ということで御説明したいと思います。資料3と資料4の両方を活用しながら御説明したいと思います。

まず、全体構成でございますが、資料4の1ページに「はじめに」というのを追加いたしました。この「はじめに」は、豆腐・納豆が伝統食品であるという位置付け、それから最近の食の安全を脅かす出来事が続く中で、消費者の食に関する関心が高まっており、食品の表示を従来にも増して重視するようになってきているということ。それから、平成16年3月24日開催の食品の表示に関する共同会議におきまして、この豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示について、いろいろと議論がありました。ですから、直ちに義務化せずにガイドライン等により表示の普及に努めるとされたという背景。それから、大豆を対象品目に含む品目横断的経営安定対策が実施される予定であるということ。さらに食育、地産地消等に対する消費者の皆さんの意識が高まり、ますます豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示を望む声が高まっている。こういった背景を受けましてこの検討会が開催されましたということです。このガイドラインにつきましては、豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原料大豆の原産地を表示する際の指針という位置付けであり、豆腐・納豆の製造業者等におかれましては、原料大豆の原産地表示を新たな負担と受け止めることなく、付加価値を訴えるものとして位置付け、消費者の商品選択に資するために積極的に取り組まれることを期待します。また、消費者ニーズに即した豆腐・納豆を製造し販売するためにはその大前提として、実需サイドが求める品種・品質の国産大豆を安定的に生産・供給することが重要です。最後に、原料大豆原産地表示の取組が促進されることにより、消費者の適切な商品選択に資するとともに、豆腐・納豆の需要が拡大し、豆腐・納豆の製造業者、大豆生産者等が発展していくというよい循環が生まれることを期待しますというメッセージを入れました。次に全体構成の2番目でございますが、参考資料を付けまして、これは10ページ以降になりますが、参考1として「検討の経過」を入れました。それから「委員名簿」を12ページ、13ページに「開催状況」、14ページにパブリックコメントでも御意見がありましたけれども「用語集」を加えたということでございます。

続きまして、ガイドラインの内容でございます。まずはガイドラインの4ページになりますが、品質表示基準に基づく具体的な表示例とございますが、この中で「大豆（国産）（遺伝子組換えでない）」という形で、原材料名の大豆の後に実際の表示例に照らしまして「遺伝子組換えでない」旨の表示を追加いたしました。それから8ページに、原料原産地表示を補完する表示ということで、前回の議論でもございましたけれども、8ページの(3)でございますが、品質表示基準の規定では、当該原材料の割合が100%である場合は、割合の表示を省略することが出来ませんが、(2)と同様の理由から表示をするに当たっては、「100%」の表示を当該表示の近接した箇所等に行うこととするという表現をここで使いました。また、そのすぐ下の6でございますが、このガイドラインに基づいている旨の表示でございます。本ガイドラインに基づいて商品パッケージへの原料原産地表示を行っている場合には、「農林水産省ガイドラインによる表示」である旨を一括表示部分に近接した箇所に記載することが出来る。ただし、一部でも本ガイドラインにのっとっていない原料原産地表示を行っている場合には記載することが出来ないということでございます。それから留意事項でございますが、黒大豆又は青大豆を原料として使用する場合において、黒大豆又は青大豆以外的大豆と混合して使用する場合の表示の方法ということで、具体的には9ページに、前回は黒大豆のみとか青大豆のみとかいう表現がありました。その下に「イ」といたしまして黒大豆以外的大豆と混合して使用する場合には、「原材料名/大豆（黒大豆 %）」と、青大豆の場合も場合も同様ですが、このような形にしたらどうかということであります。私の方からの御説明は以上でございます。

畑江座長 ありがとうございます。ただ今の資料4はこれまでの検討の結果であるとか、皆様の御意見を取り入れ、十分こなれた内容になっていると思います。資料1から資料4まで、皆様からもし御意見がございましたらよろしく願います。どなたか御意見ございますでしょうか

か。内容については特に大きな問題はないようにも思われますが、もしここで御意見がございましたらぜひお願いいたします。では、荒田委員お願いします。

荒田委員 今回の御説明の中の修正事項の、ガイドラインを補完する表示の100%表示の部分ですが、100%の表示を当該表示の近接した箇所等に行うということで規定して頂いておりますけれども、いわゆるこれは強調表示になりますので国産大豆使用と書く場合は国産大豆100%使用と書くのが原則だと考えております。ただそれが、この表現ですと100%というのを、確か品質表示基準の方では一括表示の中に国産大豆100%というような書き方も形としては含まれていると認識しておりますけれども、このガイドラインの中では基本的には強調表示のところを書くというのを原則とするというふうにみなすと考えてよろしいのでしょうか。

畑江座長 いかがですか。

櫻庭課長 その考えでよろしいかと思えます。

畑江座長 ほかにはございませんか。特に御意見がございませんようでしたら、このガイドラインについては原案のとおりといたしますが、特にほかに御意見はございませんでしょうか。それでは、ガイドラインについては原案のとおりといたします。

以上の御議論をもって、豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドラインを決定いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは次に議題の2、ガイドラインの普及についてということですが、資料5について、普及への取組ということで、農林水産省及び各委員より所属する団体等の取組を御発言頂きたいと思えます。始めに、農林水産省の取組について櫻庭課長より発表をお願いいたします。

櫻庭課長 ただ今は、ガイドラインを決定頂きましてありがとうございます。これからガイドラインの普及・啓発を進めることは非常に重要なポイントとなってきておりますので、まずは農林水産省としてはどういう取組をするかということをお説明したいと思います。

資料5の表紙をめくって頂きまして、1ページでございます。まず、農林水産省としては今回の検討会の資料、議事録につきましては、すでに農林水産省ホームページに掲載しておりますけれども、今後、ガイドライン本体のみならず、Q&A等の掲載の充実を図りまして、あるいはガイドラインにもありましたが表示例、こういったものを掲載し、豆腐・納豆製造業者、流通業者のみならず、消費者の皆様が関心をもって頂くような内容にしていきたいと考えております。また政府広報、農林水産省の広報誌、そういったものを十分利活用していきたいと考えております。例えば、農林水産省の広報誌であります「AFF」それからテレビやラジオを活用していく予定にしております。次に、資材を活用した情報提供ということで、今回ガイドラインを決定頂きましたので、その分かりやすいパンフレットを作成いたしまして、これを関係団体、都道府県、市町村に配布する予定になっております。それから、地方公共団体等の行政機関、あるいは関係団体への周知ということでございまして、本日決定頂きましたガイドラインにつきましては、各関係団体のほか、各地方農政局等に局長通知を発出いたしまして周知の徹底を図りたいと考えております。また、7月中旬より各地域ブロック毎に製造業者・団体、消費者あるいは関係機関等を対象とします説明会を順次開催する予定になっております。その他、各製造業者・団体等の作成する会報等への掲載を要請していきたいという具合に考えております。取りあえず、すぐ出来ることということで、このようなことに全力を尽くしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

畑江座長 ありがとうございました。それでは、木嶋委員より日本豆腐協会の取組について発表をお願いいたします。

木嶋委員 私どもの原料原産地表示についての普及・啓発については、ひとつは誤った表示がないように徹底したいと思っております。使用原料が非常に多く、多様化している。製造の中で一ラインで数種類の原料を使っておりますので、これがコンタミしないように注意しなければいけないと考えております。それから、容器・包装が非常に膨大な種類になりますので、これによる間違いなどがないように管理を徹底していかなくてはいけないと思っております。それから、

非常に容器が高くなっておりますので、大変な量を抱えなくてはならないと思っております。したがって、ここに書いてありますとおり、簡単にはこのようなことで普及・啓発を図るということになるかと思いますが、私どもはメーカーがそうは多くありませんので、個別に対応することは十分可能であります。それで、当初はやはりちょっと時間がかかるのではないかという気がしておりますし、比較的表示しやすいものについては何とか原料原産地の表示をしていこうということを考えております。農水さんも各地方で説明会を開くということを知っておりますので、そちらの方にも会員が出席して十分理解した上で表示をやるということを考えております。私どものお願いとしては、間違っただけの表示、意図せぬ表示がいろいろな業者によっては出る可能性がありますので、指導・監督に当たってはひとつ御配慮を頂きたいということを思っております。義務表示に移ることなく、ガイドラインで行くというのは私どもにとっては、前段階としてはやりやすいと考えております。なお、共同会議においてですね、パブリックコメントの中で豆腐・納豆については義務表示に移すべきというようなコメントがありましたが、共同会議の中でそれが検討されるかは分かりませんが、私どもとしてはここでガイドラインが出来ているわけですから、そのガイドラインを徹底させるというのが役目というか仕事であると思っております。以上です。

畑江座長 ありがとうございます。一番大変なところではないかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、次に森戸委員より全国豆腐油揚商工組合連合会の取組について発表をお願いします。

森戸委員 私ども、案の段階から何回も役員会等で検討してまいりまして、また、お役所の方にも来て頂きまして、いろいろと検討してまいりましたので、ある程度役員は知っているわけですが、何分にも組合員数が多いものですから、これからどうやって周知させるかが問題なのですが、取りあえず会報、これは全組合員に行くわけですから7月くらいに、会報といってもガイドラインを全て載せるわけにもいきませんので、要点を載せると。ガイドラインそのものは会報と一緒に別刷りか何かしたいと。費用はかかりますけど。そんなことを考えております。

次にあります会議でございますが、理事長会議、理事会等となっておりますが、これも全国でございますからなかなか経費の問題もありまして会議が開けないという状況にはありますが、今まで案の段階で役員会等で検討してまいりましたので、役員はある程度理解していると思っております、当面は11月頃に全国理事長会議を開催予定でございます。

それから、次の実施要請通知でございますが、本日の決定が出たわけですから、取りあえず会員組合に対してこの資料を全部流そうと思っております。それから、各地の農政局さん等の説明会のPRを明日からしたいと。なかなか末端までPRするのも大変なんですが、なるべく早く取り組みたいと思っております。それから農水省さんの方でホームページなんかもあるわけですが、場合によっては私どものホームページについても検討したいと思っております。以上でございます。

畑江座長 ありがとうございます。きっと農水省さんも情報提供には積極的に協力してくれると思っておりますのでよろしく願いいたします。次に、荒田委員から全国納豆協同組合連合会の取組について発表をお願いします。

荒田委員 納豆組合といたしましては、今回のガイドラインの策定を踏まえまして、出来るだけ速やか、可及的速やかに各会員への普及に努めるよう考えております。ただ一方で、先程木嶋委員のほうからもございましたように、準備にはある程度時間がかかるだろうと考えております。特に、表示の包材の準備等ですね。どうしてもある程度の準備期間は必要だろうと考えておりますので、今回の策定を受けて私どもとして、組合の部会等を開催して、そこで最終決定いたしますけども、おおよそ目処としては来年、来春くらいを目処にですね、各組合員の方が対応出来るような形にもっていきたいというふうに考えております。

普及の方法についてですが、まとめて頂いておりますとおり、まず会報等で告知をさせて頂きたいと。後、理事会を年4回行いますのでその中で、あるいは、説明会と記載して頂いておりますが、この原産地表示のための説明会ということではなくて、専門部会等が随時行われますので、その中で個々に説明していきたいと考えております。後、単協の組合員の方に表示方法を案内す

るということで、農水省さんの方もパンフレットというか資料を作って頂けるということを先程お聞きしましたが、納豆用というか納豆組合員向けのまとめた資料を作成して、それを配布していきたいと考えております。最後に相談窓口と書いてございますけれど、これは事務局の方です。これはすでにいろいろなメーカーさんからいつ始まるのかといった問い合わせを頂いておりますので、今後も個別の質問について随時対応させて頂きたいという形で進めさせて頂きたいと思っております。

畑江座長 ありがとうございます。それでは次に新浜委員より全国農業協同組合連合会の取組について発表をお願いいたします。

新浜委員 そこに3点あげさせて頂いておりますけれども、まず各県の組織に、生産者側に対する内容の周知徹底を図っていきたくて考えております。現在、私も国産大豆を扱っております県が40県で、おおよそ農協数600ぐらいございますので、これに対してこういうガイドラインが制定されたことを徹底していきたくて。特に、農協の中で実際に製造にも関わっている農協もございまして。実際に豆腐製造をやっているところもございまして、そういった点も注意しながら単なる情報提供だけでなく、そういうところには、ガイドラインにのっとった表示をきちんとするようにということで、この辺は全中とも協力しながら対応していきたくて考えております。

2つ目に書いてありますのは、これまでもやっておりますけれども普及というよりも各メーカーさんに産地・銘柄等の情報は引き続き提供させて頂きたいということでございまして。それから3点目にホームページでの紹介と書いてございまして。全農のホームページの中で私も、大豆の豆知識というコーナーを実は設けてございまして、これまでもいろんな情報を出してきております。大体、月3,000件くらいアクセスがございまして、この中でも今回のガイドラインの内容について紹介して、少しでも普及に役立てればというふうに考えております。以上でございます。

畑江座長 ありがとうございます。それでは次に、富士委員より全国農業協同組合中央会の取組について発表をお願いいたします。

富士委員 ここに書いてありますように、全中としては47都道府県にございまして県の中央会を通じて、各単位JAまでこのガイドラインの内容についての周知徹底をしていきたくてというのが1点。それから、新聞等で周知徹底と書いてございましてけれども役職員向けに月刊JAというのを全中で発行しておりますが、約20,000部発行しております。それから、日本農業新聞等についても、今回の義務表示ではなくてガイドラインになった経過も含めて、解説を含めた周知徹底をしていきたくて考えております。

それから、全農の新浜部長よりありましたように、JAが所有、運営している食品加工施設についても全国におよそ900弱、870位だと思っております。そういったところで、漬物だとか豆腐とか作っておりますので、そういったJAに対する周知徹底。それからJA女性部が運営主体となって地元産を使った食品を製造している場合には、そこに豆腐・納豆なんかがあると思っておりますので、そうした女性部を通じた周知徹底というのともあわせてやっていきたくて考えております。以上でございます。

畑江座長 ありがとうございます。それでは相原委員。全国穀物商協同組合連合会の取組について発表をお願いいたします。

相原委員 第1回目の会議で申し上げましたとおり、全国商は、大豆屋が全部で223社ございます。北海道が59社、東日本が74社、中部が32社、関西が46社、西部が12社でございます。このような組織、それぞれに代表がございまして、近日中に早速今日決まりましたガイドラインが皆さんに速やかに周知徹底されるようにFAX、メール、その他電話等で伝えたいと思っております。また、この組織に属していない流通業者に関しましても、それぞれ地域、地域で適宜会合等を行いまして周知徹底をするように心がけたいと思っております。基本的には我々は流通でございますので、日本豆腐協会ですとか全国豆腐油揚商工組合連合会さんのお手伝いをするというような感じになると思っておりますので、質問等がございましたら速やかに答えられるように組合員

の皆さんを教育していきたいと思っております。以上でございます。

畑江座長 ありがとうございます。それでは、渡邊委員より日本生活協同組合連合会の取組についてお願いいたします。

渡邊委員 私どものところは、生活協同組合ということでございますので、会員の全国で活動しております生協に対してですね、どういうルールで何を獲得目標にしてこの制度が出来たのかということを知り徹底していきたいということでございます。そのための機関会議でのそういう報告でありますとか、学習会とかで周知徹底したいということです。そんな形で会員制ホームページを使って、詳しいQ & A等も農水省さんの方で用意して頂けるということですので、そういうものを活用してですね、きちんと理解をすることだと思っております。それと、受け手の消費者、私どもでいいますと組合員ということになりますけれど、組合員がこの制度についてよく表示の見方ということについても知らなければいけないと思っておりますので、その場というのは、私どもが開催するというよりも各地の生協が地域の組合員を集めてですね、こういう制度だと、こう活用しようねということを知ってもらう場を作っていくように連合会からも働きかけをしていくことになろうかと思っております。以上です。

畑江座長 ありがとうございます。次に佐竹委員より日本チェーンストア協会の取組についてお願いいたします。

佐竹委員 今回のガイドラインにつきましては、私ども仕入れる側におきましても表示方法等について、非常に重要であるというふうに認識しております。チェーンストア協会といたしましては、定期的開催をしております食品委員会というものがございまして、その中で通常会員でございます87社の会員企業に対しまして、今回のガイドラインの内容について細かなところまで、周知徹底をさせていきたいと考えております。それからもう1点は、私ども小売業にとりましてもプライベートブランドの商品がございまして、これは販売者責任といたしまして、このガイドラインにそった表示方法で順次商品を切り替えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

畑江座長 ありがとうございます。それでは最後に大木委員より消費科学連合会の取組についてお願いいたします。

大木委員 皆様方の御意見を伺って、いかに周知徹底が難しいかということがございましたけれども、これは普及につなげるためには周知徹底というのが必要なんだろうと思っておりますけれど、実はひとつの例でございますが、昨年の7月に外食産業の原産地表示に関するガイドラインが出来ました。それでしばらく経ちましたので、その普及の度合いというものがどういうふうになっているかということを知りたいとしまして、全国1,200人にアンケートをいたしました。北海道から沖縄までです。今まさに集計を行っているところです。これは、森田委員にも御協力頂いてやっておりますけど、その中には千葉県や東京都在住の大学生も200人ほど入っております。外食ですので。まだ集計の途中ですけども、まずガイドラインが出来たことを知っているかという問いに、60%は知らないですね。これだけやっているのに。ということは、いかに徹底することが難しいかということで、結局、作っても意味がないといけませんので業界との連携というのが必要だろうと思っておりますので、各県毎にまとめてみようと思っております。それで、どの県が弱いのか分ければ業界の役にも立つと思っております。このような、お豆腐・納豆のガイドラインが今、急にアンケートしてこうだというふうにはなりませんけれど、皆さんとていずれ1年くらい経って業界の方たちとまたどうなっているかなということが出来たらさらに普及ということにつながっていくひとつになるのではないかなと、皆さんのお話を伺ってそう思ったんですが、その前に私どもも、もちろん「消費の道しるべ」という機関誌がございまして、そこにも掲載をしたいと思いますし、ホームページでもしたいと思っております。特に、用語集ですね。ああいう分かりにくい、不安に思っているということも結構ありますので、そういうものも活用して載せていくということを知り第1にやってみようと思っておりますし、とにかく周知というのがいかに大変かということを知りたいです。口ではもうやっていますといっても、実際にやってみるとこんなに知らない

のねということがありますので、出来るだけ身近な食品でありますので、お互いにというか、連携ということが、それぞれがやるのではなくて最後にどこかで連携が出来たらと思っております。

畑江座長 ありがとうございます。それでは、お二人の委員。森田委員と野村委員からもし御意見がありましたらお願いします。まず、野村委員から順番にお願いします。

野村委員 私は実務的には係わりがなくて、評論家的で大変申し訳ないんですけど、まず第1点として、この「はじめに」というものが加えられて、その下の方に「最終的によい循環が生まれることを期待する」というような文言が入ったということは大変評価してよいと思います。それからもう1点はですね、豆腐・納豆のメーカーに原材料を供給する生産者、流通になろうかと思えますけれども、そういう分野の方に、このガイドライン普及のためにお願いしたいのは、豆腐・納豆メーカーの方々が使いやすい形で原料の生産・提供が出来るようなことをぜひ取り組んで頂きたいというふうに思います。今、食と農の連携ということが言われておまして、このことが日本の農業あるいは消費生活に大変プラスになるというふうに言われておりますけれども、こういうガイドラインというものが制定されたのを機にですね、そういう連携をさらに強めて頂いてですね、例えばこのガイドラインで大変手間暇かかる、あるいは表示上大変難しいという話がありましたけれど、そういうことが少しでも軽減されるよう生産・流通の川上側での協力というのが行われればというふうに私は望んでおります。そういうような意味で、配慮がなされ、さらに食と農の連携が実態的な意味で進んでいくということをぜひお願いしたいと思います。以上です。

畑江座長 ありがとうございます。では、森田委員どうぞ。

森田委員 今回、身近な食品である豆腐・納豆に関して、今まで原産地の表示がほとんど見られなかったものから、ガイドラインという形で現実的な対応ということで、今回、ガイドライン第1号となるわけですけれども、こういったものが出来たということは大変喜ばしいことだと思えます。また、こうした情報公開ということもどんどん進んで行けば、こういったガイドラインという形もひとつの提案の形だなどと思っておまして、今後のいろんな原産地表示を公開していく上でも現実的な対応として、こういったひとつの道筋が示されたのではないかと考えております。今後はこれがこういった形で普及していけばと言われると、一消費者、消費生活コンサルタントとして、消費生活センター等でお話することもあるかと思えますので、そういったところ、地域の学習会等でお話していきたいということと、今回、パブリックコメントを見せて頂きまして、消費者の方がずいぶんいろんな形で発言されていて、この中で私が第1回、第2回でお話してきたような内容のことも含まれていたりしますと、やはり一消費者として、こういったパブリックコメント等でコミュニケーションの場に参加していけるということがやはり大事なことだなどと思おまして、今後はこういったパブリックコメントですとか、そういったものにも参加していきたいと。それから、表示ウォッチャーやモニター制度などいろいろありますので、消費者もこういった食品表示に関心をもって参加していく場があるということで、そういったものに消費者としても参加していきたいと思っております。

畑江座長 ありがとうございます。今までの御発表について、特に委員から御質問がありますか。はい、相原委員どうぞ。

相原委員 先程、流通として、日本豆腐協会、全国豆腐油揚商工組合連合会をフォローしたいという中にですね、全国納豆協同組合連合会の名前をちょっと言い忘れたものですから。

荒田委員 よろしく申し上げます。

畑江座長 ありがとうございます。ほかにございますか。それではよろしいでしょうか。せっかく出来たガイドラインですから、これを広めていくためには豆腐・納豆の製造に係わる方、それから流通に係わる方、それから消費者団体が連携して、農林水産省さんが中心となって下さると思えますが、連携して取り組まれますようお願いいたします。それでは最後に、3回にわたりまして委員の皆様には活発かつ有意義な御意見を頂きました。その結果、豆腐・納豆の原料大豆原産地表示にガイドラインを本日決定、取りまとめることが出来ました。座長として皆様に厚く御

礼申し上げます。ありがとうございました。それでは、最後に岡島総合食料局長より御挨拶を頂きます。

岡島総合食料局長 各委員の皆様、あるいは座長の畑江先生、3回にわたり熱心に御審議頂きまして、ガイドラインをまとめて頂きましたことについて、心より感謝申し上げます。今のいろいろな各委員からのお話、あるいは最後の座長の締めくくりのお言葉にもありましたように、ガイドラインを作ったということは、ひとつの大きな一歩だとは思いますが、これをどう使っていくのが非常に大切なことであり、これからがまさに皆様方とともに取り組んでいかなければならない大きな問題、課題だろうというふうに考えております。ガイドラインは当然豆腐・納豆の製造、流通に携わる方々、あるいはその原料大豆を作られる方々、あるいは事業者団体なり消費者団体、それぞれがどういう形でこのガイドラインを使っていけるのかということ、私ども行政としてもいろいろと考えていかなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、長い間活発な御意見、御議論を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

畑江座長 どうもありがとうございました。以上をもちまして「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会」を閉会します。ありがとうございました。